

【2025 年第 5 号】

香港における本拠地移転制度

2025 年 6 月 23 日

區 雅晴 CARRIE AU

アジア法人営業部
香港法人営業 GR
ビジネスソリューション & アドバイザリー

T +852-2823-6091
E CARRIE_NC_AU@HK.MUFG.JP
株式会社 三菱 UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

香港政府は、国際金融センターとしての競争力をさらに向上させるため、「本拠地移転制度 (Re-domiciliation Regime)」の会社条例及び関連条例改正法案を制定し、2025 年 5 月 23 日より施行した。本制度は、他の地域に設立された企業が香港に拠点地を移転(遷冊)することを可能にするものであり、国際的な企業誘致を目的とした重要な制度改革の一環とみられる。本稿では、香港における本拠地移転制度に関する背景、特徴、および日本企業への影響と戦略的意義について解説する。

1. 背景

従来、香港にはオープンエンド型ファンド会社やリミテッド・パートナーシップ・ファンドに限って本拠地移転制度が存在していたが、一般の非香港企業に対しては、似たような利便措置はなかった。香港に移転するには、原拠点地で清算を行い、香港で新会社を設立するほか、裁判所の承認を通じ、香港企業 100%持株子会社へとして転換する方法しかなかった。これらは手続きが煩雑でコストも高く、法人格、資産、知的財産、契約、企業の歴史を維持することも不可能だった。

それから OECD における BEPS 2.0 第 2 の柱の導入により、対象多国籍企業グループは各事業拠点の所在国で最低 15%の企業税を支払う義務を負うようになり、各国が税率引き下げや免税措置によって税務競争力を高める余地が狭まった。さらに、一部の地域では、現地企業に対して経済的実体要件を課すようになり、企業のコンプライアンスリスクが高まっている。

こうした背景を踏まえ、香港政府は、特にアジア地域業務を中心とする企業に対して、香港への移転を可能にする制度を整備することで、クロスボーダー規制対応の負担を軽減しようとしている。すでに香港で事業を行っている非香港企業に対し、法的継続性を確保しつつ、事業活動の地理的範囲と拠点地を一致させることができる点で有利となる。

本制度は、香港のビジネス・ハブとしての地位をさらに強化し、監査・会計・法律などの専門サービスへの需要を増加させるとともに、移転後に企業の一部業務が香港にシフトされることで、投資や高度人材の雇用創出にもつながると期待されている。

2. 本拠地移転制度内容の概要(抜粋)

本制度の概要は以下である。原則、移転後の法人格が継続され、契約や資産・負債の引き継ぎが確保される一方で、税務上は新設企業として扱われ、過去の損失繰越などは引き継がれない。

概要		
適用要件	一般	- 以下すべての要件を満たす必要あり ① 原拠点地の法律が本拠地移転を許可しており、かつその地域の関連法律に従っている ② 原拠点地での会社類型が香港で登録しようとする類型と同一または類似である ③ 申請日までに会社設立後最初の会計年度が終了している
	誠実性	- 以下すべての要件を満たす必要あり ① 会社条例のすべての規定を遵守する ② 会社が違法または公益に反する目的で使用されない
	株主および債権者への保護	- 以下すべての要件を満たす必要あり ① 移転申請が誠実であり、債権者を欺く意図がない ② 原拠点地の法律または定款により株主の同意が必要な場合は 75% 以上による決議の同意を得ている
	支払能力	- 以下すべての要件を満たす必要あり ① 申請日から 12 か月以内に到来する債務返済の支払能力あり ② 清算中でなく、清算申請が進行中または予定されていない
対象企業形態		- 以下いずれかの企業形態であり ① 公開有限責任株式会社 (a public company limited by shares) ② 非公開有限責任株式会社 (a private company limited by shares) ③ 公開無限責任株式会社 (a public unlimited company with a share capital) ④ 非公開無限責任株式会社 (a private unlimited company with a share capital)
申請時の必要書類		- 本拠地移転申請書 (NMC6) - 会社定款案の写し - 会社条例附表 6C に基づく添付書類 (株主決議、最新監査済みの会計書類、董事会による証明書、原拠点地の弁護士による法律意見書等) - 商業登記署への通知書 (IRBR5)
移行期間中の税務処理	一般経費	- 課税対象となる利益を生み出すために支出した費用について、以下の場合を除いて控除可能 ① 香港の他の規定に基づいて法人税を控除できた場合 ② 香港以外の地域で課された類似の税金の控除は許可されていた場合 - 以上条件は移転前に発生した費用でも適用
	棚卸資産	- 移転前に取得し、移転後に香港での事業に使用された営業在庫については、以下のいずれか低い金額を基準として控除が認められる ① 取得原価 ② 移転日に正味実現可能価額
	登録知的財産、建物の改修、研究開発費	- 移転前に発生した以下の費用は、香港での事業に関連する課税年度の基準期間に発生したものとみなされる ① 商標・意匠・特許・植物品種権の登録費用 ② 建物や構造物の改修・改装にかかる資本的支出 ③ 研究開発活動に関する支出

	特許権、 指定資産 の取得費 用	- 移転前に発生した以下の費用は、香港での事業に使用された課税年度の基準期間に発生したものとみなされる ① 特許や工業知識権の取得費用 ② 指定資本支出 - 控除可能な金額は、以下のいずれか低い方となる ① 実際費用から、移転日までの累積償却および減損損失を差し引いた額 ② 移転日時点の時価
	機械、 工業設備 の減価償 却控除	- 移転前に香港以外での事業のために取得し、移転日以降に香港での事業に使用された機械や設備については、減価償却控除の対象となる - これらの費用は、香港での課税対象利益を生むために発生したものとみなされる
申請費用		- HKD6,050(電子申請)+商業登記費用および税額¹ - HKD6,725(紙申請)+商業登記費用および税額¹
申請承認時間		2 週間
移転後の登記抹消		- 移転日から 120 日以内に、原拠点地での登記抹消を証明する書類を香港会社登記処 (Companies Registry) に提出する必要あり - 期限内に提出できない場合、香港での登記が取り消されるリスクあり

3. 二重課税の排除

二重 課税の 排除	概要	- 本拠地を移転する際、移転前の地域で法人税に類似した税金を支払済みの未実現の所得に対して、移転後に香港で所得を実現した際に香港企業税の課税対象となる - 上記の場合に二重課税される同様所得に対し、香港で税額控除を受けることが可能
	控除 限度額	- 香港の課税所得または利益の金額は、移転前に未実現利益に対する課税された所得・利益の額を超えてはならない - 控除可能な税額は、移転前に支払済みの税額と移転後香港で課される法人税の税額のいずれか少ない方が上限 - 控除上限を超えた部分は、その課税年度の課税所得を計算する際に損金として控除することが可能
	事例	A 社は、移転前に X 国で金融商品を HKD1,000,000 で購入 移転時点での価値は HKD 1,100,000 に上がり、未実現利益 HKD 100,000 に対して 20%の所得税(HKD 20,000)を X 国で支払済み 移転後、香港で HKD 1,200,000 で売却し、実現利益は HKD 200,000 控除対象となる所得は、移転前に課税された未実現利益 HKD 100,000 が上限 税額控除の計算 - 未払法人税: HKD 100,000×16.5% = HKD 16,500 (香港の企業所得税率: 16.5%) - X 国で支払済みの税額: HKD 20,000 - 控除可能な税額は、移転前に支払済みの税額と移転後香港で課される法人税の税額のいずれか少ない方が上限のため、HKD 16,500 が上限 - 控除上限を超えた部分 (HKD 20,000 - HKD16,500 = HKD 3,500) は損金として控除することが可能

¹ 現行費用テーブル: www.ird.gov.hk/eng/pdf/brfee_table.pdf

4. まとめ

本制度は、日本企業を含む国際企業にとって柔軟な拠点戦略を可能にする新たな制度であり、特に、事業再編や税務戦略の見直しを進める企業に対し、香港の制度的安定性と国際的な信頼性は大きな魅力となる。

加えて、香港の企業法人税率は依然として 16.5%と、国際的に見ても比較的低水準にあり、税率が 20～30%に達する諸外国・地域と比べて税務負担が軽減される。近年、OECD の BEPS 2.0 対応により、英領ヴァージン諸島 (BVI) やケイマン諸島など、従来は無税であった地域に設立された企業の税務上の優位性が薄れつつあり、これらの地域に設立された企業が他の地域への移転を検討する動きが強まっている。

その際、企業は高税率の地域ではなく、低税率かつ制度の透明性が高い地域を選択する傾向にあり、香港はその候補地の一つとして十分な魅力を備えている。ただし、移転を希望する企業の原拠点地によっては、移転そのものに対する法的な許可が必要となる場合がある。たとえば、日本、バミューダ²など一部の地域では、会社が拠点地を他国に移すことを認める制度が存在しない、あるいは移出指定管轄区域の指定等条件を課していることがある。そのため、企業は移転を検討する際、自国の会社法や規制に基づく制限を事前に確認し、必要に応じて現地当局の承認や清算手続きを経る必要がある。

一方で、シンガポールのように移転企業に対して資産価値や収益基準などの経済的実体要件を課す制度とは異なり、香港では経済実体テストを課さず、制度の適用範囲を中小企業を含む幅広い企業に開放している。ただし、香港のビジネス環境の健全性を維持するため、移転を希望する企業には誠実性、債務支払能力、その他比較的小さい基準を満たすことが求められる。本制度が施行された同日に大手保険会社がバミューダから香港への移転を発表したことは、制度の実効性と市場の高い期待感を示す象徴的な動きとなった。

また、移転後に同じ所得に対する利益が香港で課税対象となる場合、政府は単一の税額控除 (unilateral tax credit) を提供し、二重課税の回避を図っている。一般的に、移転後の会社は香港で設立された企業と同等に扱われ、同様の権利を享受することができる。本拠地移転制度の導入は、単なる制度整備にとどまらず、国際企業を香港に呼び込む新たな機会を創出する可能性を秘めていると言えよう。

以上

² 香港がバミューダの「指定管轄区域」に指定された後は、香港への会社移転にバミューダ政府の個別承認は不要となる。指定前は、移転申請ごとに個別審査が必要

	発行日	タイトル
2025 年第 4 号	2025/3/10	香港におけるシルバー経済
2025 年第 3 号	2025/3/3	2025-26 年度香港財政予算案
2025 年第 2 号	2025/2/7	香港における ESG 政策と取り組みの重要性～持続可能な未来への道筋～

当室が発行した過去のニュースフォーカスについて、以下のリンクよりご参照：

(日本語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_JPN.pdf

(英語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_ENG.pdf

- These materials have been prepared by MUFG Bank, Ltd. ("the Bank") for information only. The Bank does not make any representation or warranty as to the accuracy, completeness or correctness of the information contained in this material.
- Neither the information nor the opinion expressed herein constitute or are to be construed as an offer, solicitation, advice, or recommendation to buy or sell deposits, securities, futures, options or any other financial or investment products. The Bank [MUFG Bank] is a licensed bank regulated by the Hong Kong Monetary Authority and registered with the Securities and Futures Commission to carry out Type 1 and Type 4 regulated activities in Hong Kong.
- All views herein (including any statements and forecasts) are subject to change without notice, its accuracy is not guaranteed; it may be incomplete or condensed and it may not contain all material information concerning the parties referred to in this material. None of the Bank, its head office, branches, subsidiaries, and affiliates are under any obligation to update these materials.
- The information contained herein has been obtained from sources the Bank believed to be reliable, but the Bank does not make any representation or warranty nor accept any responsibility or liability as to its accuracy, timeliness, suitability, completeness, or correctness. Therefore, the inclusion of the valuations, opinions, estimates, forecasts, ratings, or risk assessments described in this material is not to be relied upon as a representation and / or warranty by the Bank. The Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates and the information providers accept no liability whatsoever for any direct or indirect loss or damage of any kind arising out of the use of all or any part of these materials.
- Historical performance does not guarantee future performance. Any forecast of performance is not necessarily indicative of future or likely performance of any product mentioned in this material.
- The Bank retains copyright to this material and no part of this material may be reproduced or re-distributed without the written permission of the Bank and the Bank, its head office, branches, subsidiaries, or affiliates accepts no liability whatsoever to any third parties resulting from such distribution or re-distribution.
- The recipient should obtain separate independent professional, legal, financial, tax, investment, or other advice, as appropriate.

Copyright 2025 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.